

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（二四〇）

○毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（二四一）

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二四二）

○スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令（二四三）

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇〇）

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二五）

〔告 示〕

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務四〇八）

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件（農林水産二二二二）

（農林水産二二二二）

○收穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに收穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件（同二二三）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一四七一〜一四七五）

○航路標識に関する件（海上保安庁二五五〜二六〇）

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二一八〜二二二）

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件（同二二三）

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二二三）

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二二四）

○道路に関する件（東北地方整備局一七九）

○道路に関する件（関東地方整備局四一六〜四一九）

○道路に関する件（近畿地方整備局二四九）

○道路に関する件（九州地方整備局一四三、一四四）

○道路に関する件（北海道開発局一五〇）

○国会事項

○人事異動

内閣 法務省 外務省 最高裁判所

二

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免（法務省）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

外国監査法人等に関する公示、弁護士資格認定、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

警察共済組合役員の就・退職関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（政令第二四〇号）（国土交通省）

1 公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、特定扶養親族に係る控除を見直すこととした。（第一条関係）

2 この政令は、平成二十三年一月一日から施行することとした。

○毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（厚生労働省）

1 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る）については、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬を可能にすることとした。（第四〇条の二関係）

2 一に規定する容器で運搬する際には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて、自動車燃料用アンチノック剤である旨が表示されていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものとする。（第四〇条の三関係）

3 一に規定する容器で運搬する際における積載の態様について基準を定めることとした。（第四〇条の四関係）

4 この政令は、平成二十三年二月一日から施行することとした。

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

（一）三・アミノメチル三・五・五・トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤

（二）オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

（三）一・三・ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物から除外することとし
た。(第二条第一項関係)

(一) 四「六」(アクリロイルオキシ)ヘキシ
ルオキシ」四「シアノビフェニル及びこれ
を含有する製剤

(二) アセトニトリル四「パーセント以下を含有
する製剤

(三) N「(RS) シアノ(チオフェンニ
イル)メチル」四「エチルニ」(エチル
アミル)一「三」チアゾール五「カルボ
キサミド(別名エタボキサム)及びこれを含
有する製剤

(四) 四「シアノ」三「フルオロフェニル」四
「(三E)ペンタ」三「エニ」一「イル」
ベンゾアト及びこれを含有する製剤

(五) ニ「シアノ」ニ「メチル」ニ「三」(二・
四・六)トリオキソテトラヒドロピリミジ
ン五「(二H)イリデン」ニ「三」ジヒ
ドロ一「H」イソインドル一「イリデ
ン」アセトアミド(別名ピグメントイエロー
一八五)及びこれを含有する製剤

(六) 四「トランス」四「二」(トランス
四「プロピルシクロヘキシル」エチル」シク
ロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有
する製剤

(七) 四「トランス」四「二」(トランス
四「プロピルシクロヘキシル」エチル」シク
ロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有
する製剤

3 この政令は、平成二十二年一月一日から施
行することとした。ただし、2の規定について
は、公布の日から施行することとした。

4 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

5 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

6 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

7 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

8 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

9 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

10 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

11 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

12 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

13 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

14 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

15 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

2 国際平和協力手当
(一) 協力隊の隊員に、スーダンにおける国際平
和協力業務に従事した日一日につき、一万六、
〇〇〇円と一万円の間で二段階に分けて国際
平和協力手当を支給することとした。

(二) 国際平和協力手当の支給に關しては、一般
職の職員の給与に關する法律に基づく特殊勤
務手当の支給の例に關する法律に於て、一般
隊員の定員は、一〇人とする。こととした。

3 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

4 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

5 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

6 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

7 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

8 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

9 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

10 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

11 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

12 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

13 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

14 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

15 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

16 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

17 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

18 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

19 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

20 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

21 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

政令
公布
御 璽
平成二十二年十二月十五日
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十号
公営住宅法施行令の一部を改正する政令
内閣は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九
十三号)第十六条第一項、第二十三号、第
二十五条第一項、第二十八号第一項及び第二項並
びに第二十九号第一項の規定に基づき、この政令
を制定する。

公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四
十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号口中「同項第三十四号の三」を「同
項第三十四号の四」に改め、同号八を次のように
改める。

ハ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者
である場合には、その扶養親族一人につき
二十五万円

附 則
(施行期日)
1 この政令は、平成二十三年一月一日から施行
する。

(経過措置)
2 この政令の施行の際現に公営住宅に入居して
いる者の家賃の算定の基礎となる収入の計算に
ついては、平成二十三年三月三十一日までの間
は、この政令による改正後の公営住宅法施行令
(次項において「新令」という。)第一条第三号
の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この政令の施行の日前に公営住宅の入居者の
公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決
定がされることとなる場合における当該公募に
応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅法
第二十三号第二号に規定する収入の条件及び新
令第七号第五号に規定する収入の計算について
は、新令第一条第三号の規定にかかわらず、な
お従前の例による。同法第二十二号第一項に規
定する事由がある場合において同日前に公営住

宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入
居者の決定がされることとなるときにおける当
該公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法
第二十三号第二号に規定する収入の条件及び新
令第七号第五号に規定する収入の計算について
も、同様とする。

国土交通大臣 馬淵 澄夫
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十一号
毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正す
る政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法
律第三十三号)第十六条第一項、第二十三号の八
及び第二十七号の規定に基づき、この政令を制定
する。

毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第
二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十号の二第一項中「製剤」の下に「自動車
燃料用アンチノック剤を除く。」を加え、「ドラム
かん」を「ドラム缶」に改め、同条第六項中「第
二項から」を「第三項から」に改め、同項を同条
第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条
第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に
改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条
第四項とし、同条第二項中「又は第二号」を「若
しくは第二号」に改め、同項第七号中「防護わく」
を「防護枠」に改め、同項を同条第三項とし、同
条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用
アンチノック剤に限る)を運搬する場合に於ては、
その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規
格Z一六〇一(鋼製ドラム缶)第一種に適合
するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を
有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が
採択した危険物の運送に關する規程に定める基
準に適合している容器であつて厚生労働省令で
定めるものでなければならない。

平成二十二年十二月十五日
内閣総理大臣 菅 直人

御 璽

御 名

御 璽

御 名

御 璽

御 名

御 璽

御 名

御 璽

御 名

御 璽

御 名

御 璽

第四十条の三第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の三第一項各号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合に、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬してはならない。

第四十条の四第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の四第一項第一号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に「しかれて」を「敷かれて」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同項第五号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 容器は、その開口部が上位になるように置かれていないこと。
二 容器が積み重ねられていないこと。
三 容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

四 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合に、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

五 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

第四十条の八第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附 則

1 この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八及び別表第二第十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 三・アミノメチル三・五・五・トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十八号の三を第十八号の四とし、第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（156）を（163）とし、（155）までを（135）から（162）までとし、（127）を（133）とし、その次に次のように加える。

（134） 四「トランススー四」二「トランススー四」プロピルシクロヘキシル「エチル」シクロヘキシル「ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（126）を（132）とし、（113）から（125）までを（119）から（131）までとし、（112）を（117）とし、その次に次のように加える。

（118） 四「トランススー四」二「トランススー四」ブチルシクロヘキシル「エチル」シクロヘキシル「ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（111）を（116）とし、（110）までを（79）から（115）までとし、（73）を（77）とし、その次に次のように加える。

（78） ニ「シアノ」二「メチル」二「三」二「四」六「トリオキソ」トラヒドロピリミジン五「二」二「イリデン」二「三」三「ジヒドロ」二「ヒ」二「イソ」インドール二「イリデン」アセトアミド（別名ビグメントイエロー一八五）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（72）を（70）とし、（71）を（70）とし、（70）を（74）とし、（69）を（72）とし、その次に次のように加える。

（73） 四「シアノ」三「フル」オロ「フェニル」二「四」二「三」二「ペンタ」三「エン」二「イリ」二「ベンゾ」アト及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（68）を（71）とし、（67）から（64）までを（72）までとし、（63）を（64）とし、その次に次のように加える。

（64） N「RS」二「シアノ」二「チオ」フェニル二「メチル」二「四」二「エチル」二「二」二「エチル」二「アミ」二「三」二「チオ」アゾール二「五」二「カルボキ」サミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（67）を（69）とし、（62）から（60）までを（70）までとし、（61）を（62）とし、（60）までを（4）から（60）までとし、（1）を（2）とし、その次に次のように加える。

（3） アセトニトリル四〇％以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号に（1）として次のように加える。

（1） 四「六」二「アクリロイル」オキシ「ヘキシル」オキシ「四」二「シアノ」ビフェニル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 一・三「ジクロロ」プロペン及びこれを含有する製剤

附 則

1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十三号

スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令
内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）
第一条 国際平和協力本部に、スーダンにおける国際的な選挙監視活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号に掲げる業務に係る国際平和協力業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成二十三年三月三十一日までの間、スーダン住民投票監視国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

(国際平和協力手当)
第二条 スーダンにおける国際的な選挙監視活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当(以下「手当」という。)を支給する。
2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づく特殊勤務手当の支給の例による。
第三條 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、十人とする。
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

一	二
スーダン内の地域(二)の項に規定する地域を除く。において業務を行う場合	ハルツーム市、ハルツーム・ノース市又はオムドルマン市の区域において業務を行う場合
一万六千円	一万円

省 令

内閣総理大臣 菅 直人
外務大臣 前原 誠司

○総務省令第百十号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の八十の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十五日

総務大臣 片山 善博
住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第八十六項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同項第十六号中「第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項又は第二百四十五条」を「第二百二十八条第一項」に改め、同項第二十七号中「第二百九十三条」を「第二百四十四条の二第七項」に改め、同項第十八号中「第二百九十六条の届出の受理又はその届出」を「第二百四十五条又は第二百七十九条第一項の認可の申請の受理又はその申請」に改め、同項第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。
十九 商品先物取引法第二百八十三条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
附 則
この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十二号)の施行に伴い、及び毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十五日

厚生労働大臣 細川 律夫
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一劇物の項第十一号の九中(143)を(144)とし、
(35)から(142)までを(36)から(143)までとし、(34)の次に次のように加える。

(35) N-[(RS)-シアノ(チオフェン-ニール)メチル]-四エチル-ニール(エチルアミン)-三-チオアゾール-五-カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第二十号から二十四号までを次のように改める。

二十一・三-ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤
二十一から二十四まで 削除
附 則

この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

○財務省告示第四百八号

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十五日

財務大臣 野田 佳彦

別表に次のように加える。

宗教法人賀茂別雷神社(京都市北区上賀茂本山三三九番地)
国宝又は重要文化財として指定されている宗教法人賀茂別雷神社の建造物の保存修理の費用
平成二十二年十二月十五日
から平成二十三年十二月十四日まで

○農林水産省告示第百二十二号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十三号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月十五日

農林水産大臣 鹿野 道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	菊野の種	永井和昭 熊本県玉名市岱明町浜田454	第23908号 平成22年10月15日
Cyclamen L.	アイチイパーアル	田中勲 埼玉県上尾市西宮下4丁目399番地	第20290号 平成22年10月4日
"	アイチイレット	"	第20291号 平成22年10月4日
Pelargonium pelatum (L.) L'Her.	FISLADA	Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第24122号 平成22年10月7日
Pelargonium zonale Group	AMRI CRARED	Goldsmith Seeds, Inc. 2280 Hecker Pass Highway, Gilroy California 95020, USA	第24084号 平成22年10月7日
"	CLIP ROMEGS	"	第24180号 平成22年10月7日
"	CANTE FIR09	"	第24181号 平成22年10月7日